

# 障害児通所支援(児童発達支援及び放課後等デイサービス)の 指定申請手続きが変更となります

ご案内

## 経緯

本市においては、これまでは、新規に障害児通所支援を開設する際には、設備基準等を確認するための事前相談を行ったうえで、指定日の前月15日までに指定申請書の提出を行うこととしています。

しかし、障害児通所支援事業所が著しく増加する中で、手続きの遅延や不適切な運営、誤認識による請求等が見受けられるようになりました。

そのため、障害児通所支援(児童発達支援及び放課後等デイサービスに限る)については、事前相談前に制度及びサービスの趣旨等について十分にご理解をいただいたうえで新規開設いただくことを目的として、川崎市障害児通所支援開設前説明会(以下「開設前説明会」という。)を実施することといたしました。

## 変更内容

2019年4月1日以降に新規開設される場合には、事前相談前に開設前説明会への出席が必要となります。

なお、開設前説明会は事業所の開設時期に応じて、年に数回開催いたします。開設時期に応じた月に開催する開設前説明会にご出席いただくこととなります。開催時期については、市HP及び障害福祉情報サービスかながわにて周知してまいりますので、適宜ご確認くださいようお願いいたします。

### 手続き変更のイメージ

